

# 基山町農業委員会会議録

令和2年12月3日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者13名 欠席者1名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	欠席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

## 審 議 事 項

第32号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第33号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第34号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	13件
報告第15号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告	2件
報告第16号	使用貸借による解約通知受理報告	1件

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 令和2年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第32号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 第32号議案朗読**

この件につきましては譲渡人が農地を相続後、自己耕作ができないため、所有権移転を申請するものです。移転後は樹園地（栗畑）として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が5,062㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は樹園地（栗畑）として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第6区丸林集落周辺の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**宮浦推進委員**

栗を植栽されるとのことですが周辺の稲作に対する有害鳥獣対策は大丈夫ですか。

**7番委員**

譲受人にクヌギを植栽するように相談できませんか。

## 事務局

譲受人に相談し後日報告したいと思います。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第32号議案1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第32号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第33号議案農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

## 事務局 第33号議案朗読

この件につきましては、譲受人が参拝者用駐車場の増設が必要となり、農地を駐車場に転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、現在ある駐車場に隣接しており、代替地を選定することは困難であり、周辺農地に及ぼす影響が軽微であるためこの土地を選定されています。周辺の他の土地に立地することが困難であるため、許可基準「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第4区不動寺集落にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 5番委員

現況は畑をされています。水利の問題もないと思われます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第33号議案について認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

**議 長**

第33号議案は、全員一致で認定しましたので、県へ進達いたします。

次に、第34号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

**事務局 第34号議案1番 朗読**

この件につきましては、相手方の病気等による労力不足により賃貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり2,000円です。場所は、6区丸林集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**7番委員**

畑の草刈りもされキクイモを栽培されます。問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案1番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第34号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案2番について事務局より説明をお願いします。

**事務局 第34議案2番 朗読**

この件につきましては、相手方の要望による賃貸借権を設定するものです。期間は2年です。賃借料は10a当たり米30kgです。場所は、1区夜水集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**園部推進委員**

農業用機械もあり、問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案2番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第34号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案3番について事務局より説明をお願いします。

**事務局 第34議案3番 朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、けやき台集落の北側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**7番委員**

現況は畑ですが、これからは田と畑をされます。問題ないと思われれます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案3番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第34号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案4番について事務局より説明をお願いします。

**事務局 第34議案4番 朗読**

この件につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、多目的総合運動場北側付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 7番委員

水利は菖蒲坂ため池からとなります。農機具も所有され、問題ないと思われ  
ます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案4番について計  
画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第34号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案5番について事務局より説明をお願いします。

## 事務局 第34議案5番 朗読

この件につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。  
期間は5年です。場所は、多目的総合運動場北側付近にある圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 7番委員

農機具も所有され、問題ないと思われ。ます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案5番について計  
画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第34号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案6番について事務局より説明をお願いします。

## 事務局 第34議案6番 朗読

この件につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。

期間は5年です。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**2番委員**

近隣の農地も耕作されています。問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案6番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第34号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第34号議案7番から13番については再設定ですので申請内容の朗読を省略します。事務局より説明をお願いします。

**事務局 第34議案7番から13番 朗読省略**

7番につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、6区引地集落付近にある圃場です。

8番につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、6区引地集落付近にある圃場です。

9番につきましては、相手方の病気等による労力不足による使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、基山中学校テニスコートの北側付近にある圃場です。

10番につきましては、任期が満了したことにより使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、6区引地集落付近にある圃場です。

11番につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、4区辻集落付近にある圃場です。

12番につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は10年です。場所は、2区小松集落付近にある圃場です。

13番につきましては、相手方の要望による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、6区京の坪集落付近にある圃場です。

#### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

#### 8番委員

7・8番につきましては、養蜂をされます。問題ないと思われま

#### 5番委員

9番につきましては、手広く農業をされていますので、問題ないと思われま

#### 7番委員

10番につきましては、農地は管理され問題ないと思われま

#### 5番委員

11番につきましては、野菜を栽培されます。問題ないと思われま

#### 2番委員

12番につきましては、農地は管理され問題ないと思われま

#### 1番委員

13番につきましては、農地は管理され問題ないと思われま

#### 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第34号議案7番から13番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

#### 全員挙手

#### 議 長

第34号議案7番から13番は、全員一致で決定します。



次に、報告第15号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

#### **事務局 報告第15号1番朗読**

この件につきましては、申請人が農地を宅地分譲地に転用するものです。令和2年11月16日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議長**

意見はありませんか。意見がないようですので、報告第15号1番を終わります。次に、報告第15号2番について、事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第15号2番朗読**

この件につきましては、申請人が農地を自己居宅地に転用するものです。令和2年11月19日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議長**

意見はありませんか。意見がないようですので、報告第15号2番を終わります。次に、報告第16号使用貸借による合意解約の届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

#### **事務局 報告第16号1番朗読**

この件につきましては、貸人の要望による別の農家に貸すための解約です。令和2年12月1日付けで受理通知書を送付しております。

#### **議長**

意見はありませんか。意見がないようですので、報告第16号1番を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年12月3日

署名人

議 長

委 員

委 員